

令和4年1月八戸市議会臨時会

# 報 告 事 件

# 1 月市議会臨時会に報告すべき事件

報告第 1 号 専決処分の報告について  
(建物破損事故に係る損害賠償の額を定めることの  
専決処分)

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年1月21日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和3年12月6日に市立三条中学校隣地において発生した建物破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第1号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市立三条中学校で野球の練習中に防球ネットを越えたボールによる建物破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年1月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 90,079円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。